

第74回埼玉県国土利用計画審議会議事録

会 議 の 概 要

1 会議の日時及び方法

令和5年1月26日（木） 午前10時から正午まで
WEB会議

2 委員の出欠状況

別紙1のとおり

3 出席職員

別紙2のとおり

4 議事内容及び審議結果

第5次埼玉県国土利用計画（案）について（報告）

第5次埼玉県国土利用計画（案）について報告を受け、質疑を行った。

5 議事の経過

別紙3のとおり

第 7 4 回 埼玉県国土利用計画審議会委員の出欠状況

	氏 名	現 職	専門分野等	出欠
1	石川 猛	埼玉県農業会議 副会長	農 業	出席
2	小口 千明	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	自然環境保全	出席
3	日下部伸三	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
4	窪田 亜矢	東京大学生産技術研究所 特任研究員	都市計画	出席
5	黒川 文子	獨協大学経済学部 教授	産 業	出席
6	◎白石 則彦	元東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	森 林	出席
7	○田中 規夫	埼玉大学大学院理工学研究科 教授	防 災	出席
8	田中美奈子	たなか不動産鑑定 代表	土地問題	出席
9	谷口 綾子	筑波大学システム情報系社会工学域 教授	交通問題	欠席
10	野口 祐子	日本工業大学建築学部 教授	社会福祉	欠席
11	松澤 正	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
12	宮崎あかね	日本女子大学理学部化学生命科学科 教授	環境全般	出席
13	宮崎栄治郎	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
14	村岡 正嗣	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
15	諸井 真英	埼玉県議会議員	地方行財政	出席
16	山根 史子	埼玉県議会議員	地方行財政	出席

※ 五十音順。敬称略。

◎は会長、○は会長代理

委員 16 名中、出席委員 14 名、欠席委員 2 名

第74回 埼玉県国土利用計画審議会 出席職員名簿

所 属	職 名	氏 名
企画財政部 土地水政策課	課 長	石 川 護
環境部 みどり自然課	課 長	星 友 治
農林部 農業政策課	副 課 長	田 嶋 貴 公
農林部 森づくり課	副 課 長	吉 田 壮 一
都市整備部 都市計画課	課 長	小 島 茂

○司会（齋藤土地水政策課主幹） それでは、定刻となりましたので、ただいまから第74回埼玉県国土利用計画審議会を開会いたします。私は、本日の司会を務めます土地水政策課主幹の齋藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会に当たり、地域経営局長の仲山から御挨拶いたします。

○仲山地域経営局長 皆様、おはようございます。埼玉県企画財政部地域経営局長の仲山でございます。委員の皆様には御多用にもかかわらず、第74回埼玉県国土利用計画審議会に御参加を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、日頃から県政全般にわたりまして、御指導、御鞭撻を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

当審議会は国土利用計画法第38条に基づき設置されておりまして、本日は第5次埼玉県国土利用計画（案）について、御審議をお願いするものでございます。昨年になりますが、11月の前回審議会で御審議、御議論いただきました骨子を基に、今回、計画の案を取りまとめました。本日はこの計画案につきまして、委員の皆様方から専門的な観点、あるいは、大所高所の観点から御意見を伺いたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様のご益々の御活躍と御健勝を祈念いたしまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

次に、審議会の進行について御連絡させていただきます。進行につきましては審議会規則に則って進めさせていただきます。

ここで、ウェブでの会議開催に当たりまして何点かお願いしたい事項を申し上げます。映像につきましてはビデオ開始状態とし、マイクは原則としてミュートにし、発言する時にミュートを解除していただければと存じます。発言する時は画面上で手を挙げていただくか、もしくは画面の手挙げ機能を活用いただければと存じます。画面の切替えについては、皆様と同じ大きさで表示されるギャラリーを選択していただければと存じます。

なお、質疑につきましては議題の審議事項に関して簡潔にお願いいたします。

本日の審議会の終了時刻は正午を予定してございます。スムーズな会議の進行に御協力いただければと存じます。

次に、本日の委員の出席状況を御報告いたします。委員総数16名中、出席委員13名で、過半数の委員が出席しております。したがって、本日の会議は定足数を満たしております。

次に、資料の確認をさせていただきます。こちらから事前にお送りしたものは、次第、委員名簿、資料として資料1、資料2、資料3、資料4でございます。

続きまして、次第の3、委員紹介でございます。大変申し訳ございませんが、今回は画面のみの御紹介とさせていただきますので、マイクはミュートのままでお願いいたします。

委員の皆様をお手元の名簿の順に御紹介させていただきます。石川猛委員でございます。小口千明委員でございます。日下部伸三委員でございますが、所用で遅れております。窪田亜矢委員でございます。黒川文子委員でございます。白石則彦委員でございます。田中規夫委員でございます。田中美奈子委員でございます。谷口綾子委員ですが、本日所用のため、欠席でございます。野口祐子委員ですが、本日所用のため、欠席でございます。松澤正委員でございます。宮崎あかね委員でございます。宮崎栄治郎委員でございます。村岡正嗣委員でございます。諸井真英委員でございます。山根史子委員でございます。

続きまして、事務局の職員を紹介いたします。土地水政策課長の石川でございます。都市計画課長の小島でございます。農業政策課副課長の田嶋でございます。森づくり課副課長の吉田でございます。みどり自然課長の星でございます。

以上でございます。

それでは、次第に従い、議事に入りたいと思います。審議会規則第5条第1項の規定により、会長が会議の議長となります。白石会長、これからの議事の進行につきまして、よろしくお願いいたします。

○議長（白石会長） それでは、議事に入る前に、本日の議事録に署名をお願いする委員を審議会規則第7条第2項の規定により、私から指名させていただきます。今回は窪田亜矢委員、田中美奈子委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてお諮りします。審議会の会議は公開が原則で、3分の2以上の多数で議決したときは公開しないことができる規定となっております。本日の議題は次第のとおり、第5次埼玉県国土利用計画（案）についての報告事項1件が予定されておりますが、原則どおり公開してよろしいでしょうか。

（「異議なし」）

特に異議がございませんようですから、それでは、会議を公開といたします。

なお、傍聴は事務局がおります企画財政部の会議室内でモニターで視聴する形で実施いたします。本日は傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○齋藤土地水政策課主幹 事務局です。傍聴者はありません。

○議長　それでは、次第に従い、議事に入ります。議題、第5次埼玉県国土利用計画（案）についての審議を行います。11月の第73回国土利用計画審議会では県が策定を進めています第5次埼玉県国土利用計画の骨子案について報告がありました。今回の議題は前回の骨子案に対する各委員からの御意見を踏まえ、県が作成した計画案に対して御意見を伺うものでございます。

報告事項ということで採決は行いません。

委員の皆様におかれましては忌憚のない御意見をいただければと存じます。

事務局から計画案の説明をお願いします。

○石川土地水政策課長　土地水政策課長の石川と申します。よろしくお願いたします。

それでは、議題に従いまして、第5次埼玉県国土利用計画の計画案について説明申し上げます。

まず、前回の第73回の審議会で御意見をいただきました。御意見につきましては、数ページの骨子案だと修正が表現し切れないため、今回提示させていただきました計画書案全体の長いものに反映させております。

御意見につきましては、配付しております資料1、第73回国土利用計画審議会第5次国土利用計画骨子案に対する意見についてにまとめて記載しております。各委員の皆様の御意見、対応内容、それから反映した箇所をページと項目で示しております。具体的に反映した箇所につきましては、本文資料として資料4に記載しております。

それでは、続きまして、資料2、第5次埼玉県国土利用計画（案）の概要につきまして、計画案の全体構成を説明させていただきます。

この概要書ですけれども、今後実施を予定しています県民コメントで使う資料として使用するものでございます。資料につきましては、国土利用計画に関する3つの法定項目であります県土の利用に関する基本構想、それから、県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要、それから、第3、日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要として1枚ずつ、3ページで作っております。

それでは、1ページ目の第1、県土の利用に関する基本構想について説明させていただきます。

1、県土利用の基本理念には、県土は現在及び将来における県民のための限られた財産であり、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤である。それから、もう一つ、県土の利用は、本県が目指す将来像、日本一暮らしやすい埼玉を実現するため、総合的かつ計画

的に行うという基本理念を記載しております。

2、基本的条件の変化についてです。

まず人口減少と社会経済状況の変化として、人口減少への転換と急速に進む高齢化、人口の地域的な偏在の進行と地域コミュニティの衰退、未利用地等の増加とそれによる空間的な余裕の発生を記載しております。

次に、災害の激甚化、頻発化と新興感染症の発生として、令和元年東日本台風などによる大きな被害の発生、首都圏における大地震発生の懸念、新型コロナウイルス感染症の蔓延などの新たな脅威を記載しております。

次に、都市化の進展と気候変動です。人口の増加により都市化が進展し、農地、森林が減少、地球温暖化の進行による気候変動、生物多様性の減退、身近な緑の減少を記載しております。

次に、3、県土利用に関する基本方針として、先ほどの基本的条件の変化の3つの項目に対応しまして、それぞれ計画的かつ有効な県土利用、安心・安全を実現する県土利用、人と自然が調和し、持続可能な県土利用と、県土利用の3つの基本方針を記載しております。

次に、4、利用区分別の県土利用の基本方向としては、農地、森林など、利用区分ごとの県土利用の基本方向を示しています。

まず農地の県土利用の基本方向は食料供給機能、保水、遊水機能面からの保全、また、農業の生産性、収益性の向上、荒廃農地の発生抑制になります。

次に、森林の基本方向は、水源の涵養などの多面的機能を持つ森林の整備と保全、県産木材の利用拡大、森林環境教育、県民参加活動などの場としての総合的な利用になります。

次に、水面、河川、水路の基本方向は、水資源の確保、防災面からの水面の保全、河川改修の推進、水路の適切な保全管理になります。

次に、道路の基本方向は、体系的な道路網の形成、交通の安全性と円滑化の確保、自然環境の保全に配慮した農道、林道の整備になります。

次に、宅地の基本方向は、居住や都市機能の集積、豊かな田園環境と調和した産業基盤づくり、市街地の再開発などによる土地利用の高度化になります。

次に2ページ目になります。第2、県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要を御覧いただきたいと思います。

まず1、県土利用の区分ごとの規模の目標は、農地や森林など、利用区分ごとにおおむ

ね10年後の目標面積を示しております。横長のグラフが3つでございますが、このグラフは埼玉県の面積約3,800平方キロメートルを農地、森林、細かいですけれども、原野等、水面等、道路、宅地、その他の利用区分別に分けたものであります。

一番上のグラフは令和2年の調査で実際に使用されている利用区分ごとの面積を示したものになります。一番下のグラフは令和15年における目標面積を示したものです。間の真ん中のグラフですけれども、県の政策が目標面積にどう貢献しているかを分かりやすくするため、政策効果を織り込まない場合にどのようになるかを推計したグラフになります。

農地を例に説明させていただきますと、令和2年に741平方キロメートルであった農地が、保全、維持する政策を行わないと、過去のトレンドなどから615平方キロメートルまで減少すると推計しています。これに対しまして、荒廃農地の発生抑制や解消などの政策を行うことで702平方キロメートルまでの減少に抑える目標としております。

森林も同様に、多面的な機能を有する森林を林業振興などによって保全する政策を行うことで1,190平方キロメートルとする目標としています。

次に、水面等には、河川、湖沼、農業用の用排水路が含まれております。河川面積は治水対策を実施することから、増加させています。一方、農業用の用排水路は農地の減少に伴い、減少しております。このため、水面などの目標面積は現状維持の191平方キロメートルとしています。

道路につきましては、体系的な道路網整備を推進していますので、345平方キロメートルに増加させる目標としています。

宅地につきましては、宅地の中には住宅地、工業用地、商業・業務用地が含まれております。宅地のうち7割を占めます住宅地の面積は世帯数と相関関係にあり、人口減少に伴い、タイムラグがありますが、世帯数も減少に転じます。このため、宅地の目標面積はこれまでよりも増加率を抑え、809平方キロメートルとしています。

最後にその他の面積は、埼玉県の全体面積から左側の農地から宅地までの面積を差し引いたものになります。目標面積は559平方キロメートルと令和2年に比べて増えております。これは空き地などの未利用地や耕作が行われていない荒廃農地の増加によるものが見込まれているためです。

次に、2、地域別の概要になります。都心からの距離により、土地利用に関する課題が異なる傾向があるために都心からの距離を基本といたしまして、県南ゾーン、圏央道ゾーン、県北ゾーンと3つのゾーン別に土地利用の基本方向を示しております。

まず一番左の県南ゾーンですけれども、人口密度が高いことを踏まえた大規模な地震などへの防災機能の向上、住宅密集地は公園緑地などオープンスペースを確保、都市近郊の立地条件を生かした収益性の高い農業の推進などになります。

次に、圏央道ゾーンでは、都市と田園が共存し、圏央道の整備により一層の発展を期待、宅地と農地の混在地域では、生活拠点に居住を集積し、水害などへの防災機能を向上、農地の集積や農業基盤整備による生産性の向上になります。

次に、県北ゾーンでは、自然環境や歴史、伝統などの特徴的な資源を生かした地域振興、大雪や土砂災害などに対する防災機能の向上、木材生産の低コスト化や県産木材の利用の促進などになります。

次に、3ページ目になります。第3、日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要になります。

まず1、措置の概要になりますが、先ほど1ページ目で御説明いたしました県土利用の3つの基本方針ごとに具体的な措置として現在取り組んでおります、また、もしくはこれから取り組む主な施策を取りまとめたものになります。

まず1つ目の基本方針、計画的かつ有効な県土利用の促進では3つの項目に分けて措置を記載しております。

まず利用区分別の有効利用の促進としましては、農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約化、県産木材の利用拡大による森林資源の循環利用、未整備区間の解消による道路網の多重化、立地適正化計画による既成市街地への居住誘導。

次に、産業集積に必要な基盤づくりとしては、歴史、文化など、様々な地域資源を生かした活力ある地域づくりを支援する産業基盤整備。

次に、土地利用転換を行う上での適正な調整としましては、災害リスクを考慮した開発許可制度の運用、無秩序な転用の抑制による優良農地及び良好な営農環境の確保、山地災害、水害の防止等に十分配慮した土地利用調整になります。

次に、2つ目、真ん中のところの安心・安全を実現する県土利用の推進は4つの項目に分けて記載しております。

まず埼玉版流域治水の推進としては、河川や砂防施設の集中的な整備による防災力の向上、水害リスク情報の充実による減災力の向上、貯留浸透施設の整備などによる保水力、遊水機能の保全になります。

次に、防災機能の向上としては、土地利用規制区域の指定や不適正盛土の防止、要配慮

者の円滑な避難のための支援体制の強化。

次に、安定的な水資源の確保などによる総合的な水利用対策としては、水資源開発施設の整備による水源の確保、節水意識の普及啓発などによる水の効率的な利用を掲げております。

次に、農地、森林の有する諸機能の向上としては、優良農地の確保や計画的な農業基盤整備による保水、遊水機能など、多面的な機能を有する農地の保全、山地災害防止や水源涵養など、多面的機能を発揮させるための森林の適切な維持管理になります。

3つ目の基本方針、人と自然が調和し、持続可能な県土利用の促進としては、3つの項目に分けて、措置を記載しております。

まず埼玉版スーパー・シティプロジェクト等の推進につきましては、コンパクト、スマート、レジリエントの要素を兼ね備えたまちづくり、都市の利便性と地方の魅力が融合したデジタル田園都市の考えを取り入れたまちづくりになります。

次に、みどりの保全、創出と川の共生としましては、彩の国みどりの基金などを活用した森林の再生や身近な緑の保全創出、清流の復活、安らぎと賑わいの空間創出による川との共生になります。

次に、人と自然が調和する持続可能な県土利用としては、原生的な自然や希少な野生生物が生息、生育する区域の保全、カーボンニュートラルの実現、中山間地域では地域の実情に応じた手法による適切な維持管理の継続になります。

以上が措置の概要ですけれども、ここに記載しておりますのは計画案本文の中に記載のある措置の主なものになっております。

最後に、2、計画の効率的推進と進行管理になります。この項では、この計画の効果的な推進と進行管理について、3つの項目を記載しております。

国、市町村との連携、協働ということで、関係機関と相互連携を図り、この計画の実効性を高めているものです。

次に、県土に関する調査の推進及び県民への情報提供ということで、土地の利用に関する調査を着実に実施し、利用区分ごとの面積の推移などの情報を適宜県民に提供していくものです。

次に、計画の総合的な点検ということで、それぞれの施策の進捗などを踏まえ、この審議会で点検、評価を行っていくものでございます。

以上が概要書の説明になります。

それでは、次に計画案本文を簡潔に説明させていただきます。資料3になります。

表紙の次が目次になります。目次が2ページになります。その次の1ページ目は前文ということで、この計画の位置づけなどを記載しております。2ページ目以降は第1章の県土の利用に関する基本構想になります。この2ページ、それから3ページは県土の利用の基本理念、2、県土の利用の現状。それから、その次の4ページから6ページにかけては、3、基本的条件の変化を人口世帯数、高齢化率のグラフを交えて記載しております。次の7ページ、それから8ページにつきましては、県土の利用に関する基本方針を記載しております。次の9ページから12ページにかけては、利用区分別の県土の利用の基本方向を記載しております。

以上が第1章です。

次の13ページ目以降が第2章の県土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要になります。こちらの13ページから16ページにかけては、県土の利用区分ごとの規模の目標を表とグラフなどを用いまして説明をしております。次に17ページから19ページにかけては、地域別の概要を3つのゾーンごとに記載しております。

以上が第2章です。

20ページ目以降が第3章の日本一暮らしやすい埼玉を実現するための措置の概要になります。20ページから、長いですがけれども、29ページにかけては、措置の概要を3つの基本方針ごとに記載しております。その次、30ページに最後の計画の効果的な推進と進捗管理を記載しております。

以上が第3章です。これが計画の本文になります。

次に、31ページ以降は資料集となります。関係資料につきまして、関係資料集の目次のとおりとなっております。詳細な説明は省略させていただきます。

報告事項として、以上になります。説明を終了させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長　ただいま事務局から御説明がありました、第5次埼玉県国土利用計画（案）について、御意見、御質問があれば、お願いたします。はい、田中規夫委員、御発言お願いたします。

○田中（規）委員　3つぐらいあるのですけれども、まとめて言ってしまうてもよろしいのですかね。まず概要のほうなのですけれども、基本理念、おそらくこういうことだと思うのですけれども、何となくどこの県に持っていても、括弧書きの部分を除けば、どこ

でも通用してしまうような感じがします。やはり埼玉、首都東京に隣接している埼玉県としての特色があってもいいのかななどちょっと思いました。

というのは、本来、首都のバックアップ機能を持つべきで、いつでも利用できるような土地を確保していくというのですか。将来的にはオープンスペースが必要なのかなとか。首都東京とは書けない場合には、県南、圏央道に対してより北側の地域がバックアップ機能を持っていくようなイメージなので、そういうゾーンで分けて、それぞれのゾーンの話が書いてあるのですけれども、相互のゾーンの関係みたいなものが読み取れてもよいのかなというのが1点です。

それから、2つ目は、特定都市河川浸水被害対策法、流域治水関連法ですかね。そういう特定都市河川の指定を受けるのを全国にどんどん広げていこうという流れがおそらくあると思います。埼玉もそういう流れの中で以前から盛土条例とか、いろいろな条例でいろいろ指定してやってきていて、進んでいるほうだとは思いますが、よくよく見てみると、ミニ開発というか、指定されている土地利用以下の開発でつくってきているものも多くありそうです。そういうことを考えると、既にある法律や条例を見直していくような、ここには書けないのかもしれないのですけれども、そういった動きに関連するような記載が何かあるといいのかなと思いました。それが2つ目です。

3つ目は、埼玉の特色として、非常に排水機場というか、既存インフラがそれこそ日本のかなりの割合が実は埼玉県に集中している状態です。中川、綾瀬川とか、新河岸川とか、そういう状況です。そういう既存インフラがだいぶ古くなっているのも維持管理、更新に関連して、どういうふうに土地を確保していくか。土地に関係しないものもありますけれども、そういったものも視点としてあるといいのかなと。特に埼玉、川が多くて、排水機場も多くて、既存インフラもかなり古くなっているということで、何かそういうものがあるといいのかなと思いました。

以上です。

○議長　ありがとうございます。事務局から回答するような部分はございますか。

○石川土地水政策課長　では、事務局、土地水政策課から回答させていただきます。

1点目につきましては、確かに田中委員おっしゃる面がありますので、ここは持ち帰らせていただきまして、少し検討させていただきたいと考えております。

それから、2点目のミニ開発につきましては、県ではたしか一定規模ですと、雨水条例がありますので、先ほどの特定都市河川の指定と併せて、規制が可能ではあると思うので

す。一方で、1ヘクタール以下のものでも市町村で開発基準等を定めて、かなりの部分については雨水貯留浸透施設などを設けていただけるという運用を行っていると思います。

けれども、先ほどおっしゃられたとおり、ミニ開発等にどのように対応しているかということについては、確かに細かいところは記載がありませんので、こちらも検討したいと考えております。

それから、排水機場等ですけれども、県でも計画を定めて、排水機場のリニューアルを行っているはずですが、この計画につきましては、たしかそういったインフラの維持管理、点検等に関する記載は入っておりません。埼玉県は特に東部から低いところが多くて、水をかなり強制的に排水しているという特徴がありますので、維持管理の面について、どうやって計画に入れられるか検討したいと考えております。

以上です。

○田中（規）委員　ありがとうございます。

○議長　他の委員から、御発言お願いいたします。黒川委員、挙手をされているようです。お願いいたします。

○黒川委員　概要のほうでちょっと気になったところがあるのですが、基本理念というところで、日本一暮らしやすい埼玉というところで、細かいところとか全て網羅してあって分かりやすいのですけれども、小さいところはちょっと省略して、重要課題を出して、日本一暮らしやすいというようにつなげると、ストーリーとして、どういう基本政策か非常に分かると思うのですね。

考えてみたら、目標を達成する上で目標をやると、農地と森林だけが増えていて、そこが一番パーセンテージ的にすごく実施する意義があるような感じでしたので、そこを例えば森林を増やすというところで、地球温暖化を防ぎ、自然災害を防ぐための森林の維持とか、あと、農地もちょっと増やしているみたいなので、農地を集約化して自給自足に向けた暮らしやすい埼玉とか、何かそういうことを入れてストーリー化してというようなことを実現して、日本一暮らしやすい埼玉にするというような基本理念をストーリー化して、重要課題をぽんと出すとすごく分かりやすいと思うのです。

詳細なところはすごく分かるのですけれども、あまりに詳細過ぎて、だんだんぼやけてしまうので、何か大きなところをポンと出して、日本一暮らしやすいものにするという基本理念のところにもうちょっと文章というか、ストーリーを入れるとすごく分かりやすいような気がしますので、その文章を何かちょっと付け足してくれたら、いい理念になる

のかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長 事務局から何か回答ございますか。

○石川土地水政策課長 確かにかなりシンプルな記載になっておりますので、今いただいた御意見でどういった感じで書けるか考えたいと思います。

○黒川委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長 次、先ほど挙手しておられました日下部委員、御発言をお願いします。

○日下部委員 8ページなのですけれども、私の意見の土地利用規制法をちょっと反映させていただいたのですが、「安全上重要な」と書いてあるのですけれども、ここを安全保障にしてほしいのです。ここに「安全上重要な施設周辺」と書いてあるのですけれども、「安全保障」と入れていただくと、ちょっと国防的なニュアンスが出てくるので。

福島県の西郷村というところは中国政府直結の上海電力日本に土地を買収されてしまってメガソーラーを建てられて、そのすぐ横に陸自の演習場があるのですね。そういうことを私自身は想定しているので、「安全上重要な」ではなくて、「安全保障」にしてほしいのです。「安全保障上重要な」に。どうでしょうか。

○石川土地水政策課長 土地水政策課です。御意見を伺いまして、少し預らせていただきたいと思います。なるべく御趣旨に沿うように考えたいと思いますが、ちょっと預らせていただきたいと思います。御趣旨につきましては、しっかり把握いたしました。

○日下部委員 以上です。

○議長 ありがとうございます。次、宮崎あかね委員、御発言をお願いします。

○宮崎（あ）委員 ありがとうございます。これまでの議論で、第5次というのがちょうど人口減少と世帯数減少のはざまの時期にあるという状況を理解しました。そうしますと、第6次というのがもう人口も世帯も減り始める時期ということになりまして、この第5次がスマートシティとか、暮らしやすい埼玉をつくる上で非常に大事になるのかなと思っております。そのときに大変大事なのがこの計画書の中でも繰り返し述べられている集積とか集約ということになると私は思います。

でも、現在、この目標を見ても分かるとおりに、今、評価指標というのはやはり絶対的な面積の割合でしかないと思うので、いかに集積とか集約を測定し考えて、計画を立てていくかということを考えなければいけない時期なのかなと思っております。

ですので、私は一番最後の計画の効果的な推進とか進行管理というところに、集約ですか、集積といった絶対面積だけではない、いかにスマートに縮んでいくのかということ

ろを戦略的に考えるような指標をつくるということはこの10年間でひとつやっていただきたいというのがお願いです。以上です。

○議長 ありがとうございます。何か回答ございますか。

○石川土地水政策課長 土地水政策課になります。いただいた意見につきましては、この計画を推進する中でそういったものをつくり上げていくような効果検証をしていくというような御趣旨でよろしいのでしょうか。

○宮崎（あ）委員 はい、そうです。10年間という、この5次の時間を使って、そういうものをしっかりつくっていくということを何か書き込んでいただけたらというのが私のお願いです。

○石川土地水政策課長 承知いたしました。どのような書き方ができるか少し考えて、また、バックさせていただきたいと考えます。

○議長 窪田委員、御発言をお願いします。

○窪田委員 窪田です。今の宮崎先生の前半、私もすごく考えていたことなのですが、まさに人口減少と世帯減少がずれている間に何をするかというところが重要だと考えています。例えば、資料2の1枚目の宅地のところで、これからも再開発をしていくというようなことが書いてあるのですけれども、それは今までと全く同じような方向性で、今こそ、開発したところをどのように質を高めていくかといったようなところに方向転換するべきではないかというのが1点目です。

それから、2点目がスーパー・シティを県知事のトップダウンで進めていくということなのですが、今もう本当にあちこちうまくいっていないところだらけの中で、埼玉県では埼玉県の課題を何と考えていて、だから、どういうスーパー・シティにしていくのかというところをもう少し補強しないと、本当にどこにでもあるように見えるというところを考えていただきたいというのが2点目です。

関連して、スーパー・シティは、例えばデジタル化をして、データをまとめていくと、そのデータの情報が漏れていくというようなことがあるわけですが、それがうまくいかなかったときにどうするかということがほとんど何も書かれていないので、そういった辺りについても対策をどう考えているのかというところを教えていただければと思います。取り急ぎ以上です。

○議長 ありがとうございます。事務局から何かコメント、回答ございますか。

○齋藤土地水政策課主幹 それでは、事務局のほうから御回答したいと思います。

1つ目の再開発の関係は再開発をするだけではなくて、造った後のものをいろいろ質を上げていきたいと思いますというお話なので、その辺は文章のほうでどう反映できるか検討させていただきます。

あと、スーパー・シティの案件につきましては、今、各市町村でコンパクト、スマート、レジリエントの要素の部分でいろいろアイデア出しをいただいているところでございます。その中でいろいろアイデアを出して、これからそれが実現できるかということをいろいろ技術面も含めて検討しないといけないということがございますので、そういった部分で、県のほうでもいろいろ支援しながらそういった取組を進めていければと考えております。

特にスマートの部分につきましては、いろいろなアイデアとして、自動運転とか、オンデマンド交通による高齢者の移動確保とか、遠隔医療、ヘルスケア、介護、見守りサービスとか、スマートハウスとか、いろいろなアイデアが各市町村から出ていますので、そういった部分、実際、技術的にどうクリアしていくかというのは民間の力も借りながら、県としてもいろいろ支援していければと考えてございます。

以上です。

○議長　それでは、次の発言。諸井委員、御発言をお願いいたします。

○諸井委員　私からは、今までもいろいろ発言差し上げてきたのですが、先ほどの黒川先生の御発言とも共通する部分があるのですが、やはりこの計画、日本一暮らしやすい埼玉県を目指すというようなことで、細かいことをいろいろ、あれをやる、これをやるというのが書いてありますけれども、確かに埼玉県としての特色というか、そういうものがないので、何か一般論というか、スローガンのようなものがただ並んでいるというような印象になります。

ですので、再三申し上げているのですが、日本一暮らしやすいというのは、埼玉県としては、どういう姿が日本一暮らしやすいと考えているのか。現状、それに向けて何が足りていて、何が足りていないのかというのが全く分かりません。ですので、何が足りていないから、こういうところを努力していくというのが全くないわけなのですから、結局10年後に、何をもって日本一暮らしやすいとなったのかという判断をするのかというのも分からないので、そこら辺も、その姿、目指しているものがないのに目指していますと言われても、それが正しい方向なのかというのが全然分からないわけなのですから、その辺のところをもうちょっとはっきりとして、埼玉県の抱える利点。もちろん利点もあるわけで、特色もあるわけで、そういうものを踏まえながら、どういうものを目指してい

くのかというのをもうちょっとはっきりしていただかないと、細かいことだけをいっぱい書いてもちょっと意味がないのかなと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。何かコメント、御回答ございますか。

○石川土地水政策課長 土地水政策課です。概要書では当然表現しきれれておりませんが、計画書の本文そのものには、特色などについては完全ではありませんけれども、なるべく埼玉の現状とか、課題の特色につきましては書いているところがございます。それが委員御指摘の日本一暮らしやすい埼玉の表現で一致しているような書き方になっているかというところ、そこはちょっと欠けている部分もありますので、どこまでそれを反映できるかどうか、少しまた考えたいと思っております。以上です。

○議長 田中美奈子委員、御発言をお願いいたします。

○田中（美）委員 すみません。少しお話が戻るのですけれども、先ほど宮崎先生がおっしゃっていたコンパクトシティの件なのですが、私もちょっと思っていたことがありまして、今後、やはりコンパクトシティ、スマートシティに向けて進んでいくということが重要になっていくと思われるのですけれども、それについて、概要の3ページ目のところで、一番左側の上のほうになるのですが、立地適正化計画による既成市街地への居住誘導という部分がありますよね。この立地適正化計画というものをより進めていくような形で県土利用をしていくということが非常に重要なのではないかと思うのですけれども、この立地適正化計画というのは、市町村が作成するものだと思うのです。それで、当初から積極的にこれを推進しようとする市町村もあれば、割と様子見というところもあり、現状、今、ホームページのほうで確認しましたところ、令和4年10月1日時点で立地適正化計画を公表している市町というのがまだ22しかないというところなんです。これでも大分増えてはきているのですけれども、まだそれほど積極的に動いている状況ではないのかなと思われるのですが、これについて、埼玉県として、各市町村に対して、立地適正化計画を推進していくような動きだったりとか、何かそういう示唆していくようなことというのは仕組みとしてあったりするのかなどうか、ちょっとお聞きしたかったのですけれども、よろしくお願いたします。

○議長 ありがとうございます。何かコメントございますか。

○小島都市計画課長 都市計画課でございます。ただいまの立地適正化計画の関係でございます。今、田中委員お話があったとおり、63市町村のうち、まだ22の市町村しかないというのが現状。そのとおりでございます。その後、幾つかの市町村では取組も始まっ

ており、かつ国の動き等もあって、新たに防災指針を加えてくださいというような国の大きな流れもございまして、全体的に見直しを始めている市町村等もございます。

県といたしましても、当然、今、お話しいただいたように立地適正化計画、市町村でつくってもらう大事な計画でございますので、私どもとしましても、その作成が進むように支援をさせていただいているところでございます。具体的に言いますと、先進的な事例など、まだ作成していないような市町村に周知するなど、県としてもやっているところでございます。以上でございます。

○田中（美）委員　ありがとうございます。

○議長　それでは、次、小口委員、発言をお願いします。

○小口委員　小口でございます。地球温暖化のキーワードが何か所かが入ってはきていて、それについての具体的なこととしてCO₂の問題は書かれてはいるのですが、環境の生態のほうでももう少し書いてもいいのかなとかちょっと思いました。

例えば、この間も山地のほうでクマが出たとかいう話がありましたが、そのような自然豊富なところと人が住むところとの距離感が今、縮まっていることがよく言われています。そのためには、よくバッファゾーンという言い方をしますが、その境界のところをきちっと管理していかないと、人間生活のほうにそういう野生動物などの影響がきてしまいます。そういう観点からの方針が、すぐにはちょっと難しいかもしれませんが、長期的な視点ではあってもいいのかなとか思いました。

これは、人口が減少していくということもありますので、うまく方針を立てていけば、やろうと思えばできるのではないかなと思います。また、さきほどクマの話は出しましたが、ほかにも有害なダニなどもありますから、それも視野に置いていかなければいけない時期にきているかなとか思いました。

あとは、土地の計画ですけれども、どこまで埼玉県のほうでやっていращやるかどうか分からないのですが、GISとかリモートセンシングを交ぜて、デジタル化されたデータで今後管理していくべきかなと思います。今の現状を、まずきちっと捉えておかないといけないと思いますので、それを踏まえて、例えば、5年後、10年後ぐらいで傾向が分かってくると思うので、今の状況をデジタル化してデータをそろえていく、そういうことも一言あってもいいのかなとか思いました。その辺りのことをもう少しお伺いしたいなと思います。よろしくをお願いします。

○議長　ありがとうございます。ただいまのコメントについて、事務局から回答はござ

いますか。

○星みどり自然課長　みどり自然課長の星と申します。私のほうから回答させていただきます。

委員御指摘のありました、先ほどクマというお話もありましたけれども、温暖化の影響でシカとイノシシとか、そういった被害なども結構多くて、県としましても、そういったものの駆除を進めるとともに、人と野生動物の適正な距離感をつくっていくと。先ほどバッファゾーンというお話がありましたけれども、そういったものについてもきっちり分けていくような施策に取り組んでいるところです。

そういったことも踏まえまして、この計画の中でどのような表現ができるかというのはちょっと検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○小口委員　よろしくお願ひします。すみません。もう一つ、デジタルデータのほうの取組などはどんな感じなのでしょうか。地図情報とか土地利用情報をデジタルで管理していくみたいなの。

○石川土地水政策課長　今の小口委員のお話は前段の温暖化の話と別に、全体として、そういった情報をしっかり把握できているのか、あるいは、していくべきではないかということでございますか。

○小口委員　そういう意味です。

○石川土地水政策課長　はい、分かりました。既に土地の調査などもそういったものが含まれていて、住民の方にいかにそういう情報を提供していくかというようなものも、先日、法務省のほうで今後の予定も記者発表されていたりしていますので、今の計画そのものにはちょっとその辺の書き込みはないのですけれども、それは少し検討させていただきたいと思います。

○小口委員　分かりました。よろしくお願ひします。

○議長　村岡委員、挙手されていたと思うのですが、御発言お願ひします。

○村岡委員　ありがとうございます。村岡です。これまでの各委員の御意見がいろいろ反映されたことに感謝を申し上げます。ただいま他の委員さんからも利用計画にふさわしい大局的な御意見、大変勉強になりました。

私の方からは個別のことなのですが、確認の意味でお聞かせいただきたいものは、計画案の方なのですが、資料3の20ページ、1、措置の概要のアの（ア）農地のところで、ここの下の3行からなのです。生産緑地についてちょっと確認をさせていただきたい

のです。ここで、市街化区域内での農地についてはということで始まりまして、下から2行目に「生産緑地の保全に取り組み」と書いてありますけれども、この場合の保全というのはどういう意味合いで使っておられるのかということを確認させていただきたいのです。

その次に、最後のところに「良好な都市生活環境に資する空間としての有効利用」とあるのですが、非常に良好な都市生活環境というのも分かりにくくて、これも保全との関係においてどのように考えて、こういう表現にされたのかをお聞かせいただきたいと思うのです。お願いします。

○議長 事務局からどなたか。

○星みどり自然課長 では、みどり自然課のほうから、うちのほうで答えられる部分でお答えしたいと思います。

都市緑地につきましては、都市における貴重な緑地という側面や当然農産物を生産するという側面だけではなくて、緑地という部分の機能もございます。そういった部分を生かせるように生産緑地として残していくということで、2022年問題などもありましたけれども、特定生産緑地のほうに約9割が移行するような形で見込まれています。引き続き農地として活用することによって、緑地や防災空間としての機能を同時に維持していくということで、「保全」と記載しているところでございます。以上でございます。

○村岡委員 ありがとうございます。私がなぜこれを確認したかったのかということ、つい最近、生産緑地を抱える県東部の都市部の農家の方にお会いしたときに、私から聞いたのではなく、先方から、生産緑地が荒れてしまって困っていると。これは一体どうなるのだろうと。そして、先ほどお話があったように、特定生産緑地に移行したとしても、どのように使われているかについて非常に不安といいますか、疑問に感じるというお話をいただいたばかりだったのです。

もちろん私も宅地化になるということの立場に立っておりませんが、今のお話のように防災空間というのはありましたが、実際、農業もやられていない。だけれども、今後、そこが非常に荒れた状態のままでいいのかということについて疑問を投げかけられたものですから、やはりこの良好な都市生活環境に資するということについて、もう少しはっきりと考え方を示したほうがいいのではないかなと思ったわけなので、先ほど質問させていただきました。何か補足して御回答いただければありがたいですけれども、よろしくをお願いします。

○星みどり自然課長 ありがとうございます。みどり自然課です。先ほど村岡委員の

おっしゃったことは、荒廃農地の抑制とか、そういった部分にもつながる部分かなと思いますので、どのような表現ができるかというのは、また検討していきたいと思います。以上でございます。

○村岡委員　　よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長　　挙手をされている委員、いらっしゃいますか。――そうしたら、私、白石から1つ、コメントさせていただきます。私、森林をバックグラウンドにしているものですから、森林の土地利用について、ちょっとコメントしたいと思います。

具体的には資料3でいいますと、9ページのところに森林の方針、基本方向というのが書かれておりますが、ちょっとこの書き方があいまいではないかと感じた次第です。というのは、最初の1段落目で、森林について、林産物の供給をはじめ、多面的機能を有することから生産性を向上させ、利用拡大につながっていくという部分がいわゆる経済林、生産林と保全林、環境林というものがごったになって整備方向が書かれていると感じました。

ですから、方向性としては、まず経済林と環境林、保全林を区分した上で、環境林、保全林の中に3段落目、4段落目の里山、あるいは美しい景観を有する保健休養林というようなものを位置づけて書くのが全体としてすっきりするのではないかと感じました。その上で経済林を林業振興していくというような構造になっているのではないかと感じました。方針そのものに問題はないのですけれども、書きぶりの問題だと思いました。

森林の場合には、全国どこもそうなのですが、林業労働者が足りなくて、今、造成した人工林を全て経済林として循環させていくことはできません。ですから、人工林においても、経済林に区分するところとそうでないところをゾーニングという考え方で優先的に選んでいくという方向性が必要になってきます。そのことについて触れていただければと思います。

それから、もう一つも森林に関することなのですが、資料2の概要について、3ページにそれぞれ第1から第3まで非常に簡潔にまとめていただいて分かりやすいのですが、特に第3の3番目、人と自然が調和し、持続可能な国土利用の促進というところにカーボンニュートラルというような言葉も出てまいります。土地利用とカーボンニュートラルを考えますと、真っ先に考えつくのが森林の吸収源だと思うのですが、そのことについての記載が特にございませんでした。

菅総理の際に、2050年、日本全体でカーボンニュートラルというような方向も出ており

ますし、土地利用としても、森林のカーボンクレジットを使って、排出企業の二酸化炭素相殺をするというような方向性は間違いないことですので、そこで森林を適切に管理することでカーボンクレジットを生み出していくというような記載があればよろしいのではないかと感じました。これは林業振興にも通じますし、適切な管理、そしてカーボンクレジット、二酸化炭素の相殺、いろいろなことに関わってくることでございます。御検討いただければと思います。

○吉田森づくり課副課長 森づくり課でございます。今、会長の御指摘のありました森林を経済林と環境林と分けると。こういった整理はさせていただきたいと思っております。

また、カーボンニュートラルにつきましても、やはりJ-クレジットということで、現在でも普及を進めておりますので、文章のほうに加えられるようであれば検討して加えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 よろしく願いします。

挙手される委員はいらっしゃいますか。——よろしいですか。発言を希望される委員がいらっしゃらないようですねけれども、ございませんでしょうか。——特に発言がないようでしたら、これで一応委員各位からの質問、コメント等は出尽くしたと扱わせていただければと存じます。

本日の各委員からの御意見を踏まえ、計画案の修正をどのように行っていくか、事務局から御説明をお願いいたします。

○齋藤土地水政策課主幹 事務局でございます。各委員からの御意見を踏まえまして、事務局で修正案を作成したいと考えております。それを会長に御報告して御確認をいただければと存じます。御確認いただいた修正結果につきましては各委員に4月頃に郵送にて報告させていただければと考えてございます。以上です。

○議長 計画の修正案は事務局から会長、私宛てに報告があるということですので、確認は私に一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

御異議ないようですので、計画案の修正は私のほうで確認させていただきます。

計画の修正案ができた後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○齋藤土地水政策課主幹 事務局でございます。この計画の修正案をもちましてパブリックコメントということで、本県では県民コメントと言っておりますが、県民の方から御意見を伺いたいと思っております。実施時期は令和5年、今年の5月の1か月間を予定してござ

います。あわせて、同じ時期に県内の全市町村に対しましても意見を照会させていただければと考えております。県民コメント及び市町村からの意見を踏まえまして、最終的な計画案を策定したいと考えております。

今回の第75回の審議会では最終的な計画案を諮問させていただき、答申をいただければと存じます。時期は今年の7月を予定してございます。その答申を受けまして、計画の策定に向けて、県議会に上程できればと考えてございます。

なお、第75回も今回と同様にウェブ会議での開催を予定してございます。日程など、詳細につきましては、後日、事務局のほうから御案内させていただければと存じますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長　それでは、以上で議長の職を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

○司会　白石会長、ありがとうございました。委員の皆さんにおかれましては、熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第74回埼玉県国土利用計画審議会を終了いたします。

——了——